

令和2年度 第12回「一ノ宮地区 まちづくり会議」概要

日 時：令和2年8月29日（土） 10：00～11：00

場 所：一ノ宮公民館

参加団体等：一寿会、一ノ宮連合壮年会、子ども会育成会、白山町女性会、八幡町婦人会、中島町婦人会、三宮町婦人会、民生委員・児童委員 一ノ宮地区、一ノ宮地区防犯協会、獅子吼あんずの里、南消防団一ノ宮分団、一の宮桜の郷友の会

発言【1】

- (1)世界ジオパーク認定のメリットについて
- (2)ビジターセンターの運営について
- (3)西松任駅の建設費用の負担・利用者について

【市】

(1)ジオパーク活動は、ふるさと意識の高揚や、教育・観光産業の振興に寄与するものと考えており、ユネスコの正式プログラムであるユネスコ世界ジオパークの認定を受けることにより、市民が、自分の住んでいる地域の自然環境や伝統文化を再認識する機会になるとともに、世界のネットワークの中で、これまで以上に広く白山手取川ジオパークの魅力を発信できるというメリットがあります。

白山手取川ジオパークを特徴づける、地球科学的に世界的価値を有する桑島化石壁と代表的な化石が数多く産出される手取層群をはじめ、このエリアのダイナミックな地形を一望できる獅子吼高原、この地の地形や気候などに起因する水の循環がもたらす様々な恵みなどを中心に、あらゆる魅力を国内外に強く発信してまいります。

(2)ビジターセンターの建設費は、国庫補助金の交付申請を行い、補助金以外の経費は市が負担する予定です。

なお、運営方法につきましては、現在、関係機関と協議・検討しているところで

(3)国庫補助以外の費用は白山市が負担します。費用負担の割合は、国が1／3、白山市が2／3です。

駅勢圏法という利用者の算定方法により開業時における駅利用者数を予測した結果では、1日当たり約1,871人であり、その内、新規利用者数は、1日当たり約1,394人が見込まれております。

新駅の設置場所は土地区画整理事業が進み、人口の増加が見込まれる地域である

ことから、駅利用の需要は十分あると考えております。松任駅から約1.8km、加賀笠間駅から約2.5kmの位置関係からも、新駅が開業すれば周辺地域の利便性が高まることが期待されます。

発言【2】

災害発生時の各種団体との協力体制について

【市】

消防団の活動に対し、今後も同様の体制を維持していきたいと考えております。また、南消防団内にドローン部隊を配備しており、水難事故等、人が立ち入ることが難しい箇所などは、今後もドローンを活用して捜索にあたりたいと考えております。

発言【3】

消火栓設置の基準について

【市】

消火栓を含めた消防水利は消防法の基準に基づいて設置しておりますので、関係機関と協議し適正に配置するよう努めてまいります。なお、各種の要望に関しましては、その都度受付しておりますので、ご相談いただきたいと思います。

発言【4】

(1)白山頭首工を名勝指定し地域の学習教材や憩いの場として利用できないか

(2)手取川キャニオンロードの除草について

(3)県道野々市鶴来線の防災壁の除草について

【市】

(1)白山頭首工は平成25年度に国営手取川流域土地改良事業として採択を受け、令和元年度に頭首工本体が概ね完成しました。83年ぶりの大改修となりました。

安定した農業用水の確保、北陸電力管理の水力発電の安定供給ができることは、これからの白山市にとって大きな成果ではないかと思っております。

憩いの場などへの利用につきましては、土地地権者の了解が必要な場合もありますが、白山頭首工を見渡せる場所の選定など検討し、北陸農政局及び手取川七ヶ用水土地改良区など関係機関と協議してまいります。

白山頭首工は昭和12年に竣工し、昭和24年にはかさ上げ工事、そして今回の国営かんがい排水事業と、幾多の改修が加えられてきました。名勝・史跡という文化財のカテゴリーには該当しませんが、有形文化財（建造物）として指定・登録する

ためには、建設後 50 年以上経過したものを対象に、文化財的価値を判断することが原則となっております。まずは昭和 12 年竣工時のオリジナル部分の残り具合を確認したうえで検討する必要があります。

(2)「手取キャニオンロード」は、県が管理しており、「一般県道 手取川自転車道線」が正式名称となっております。

すでに県へ要望しており、除草も実施済とのことです。

県では、道路管理者として道路パトロールを実施し、通行に著しく支障が認められれば随時対応しているとのことでした。

自転車道の雑草は民地側から生えているものが多いことから、除草について土地所有者をはじめ地域の方々、道路愛護団体などの協力を得ながら県としても適切な管理に努めていきたいとのことでした。

(3)「一般県道 野々市鶴来線」は県が管理しており、県への要望は済ませております。県によりますと、車両や歩行者の通行に著しく支障が認められれば随時対応しているとのことであり、限られた予算の中で除草などの対応を行っていることをご理解いただきたいとのことでした。

他にもお気づきの点がございましたら、できる範囲で、その都度対応してまいりますので、県または市にご連絡ください。

発言【5】

災害発生時の実態に即した消防団の訓練について

【市】

南消防団内に「訓練部会」を設置していることから、自然災害に対する訓練ができるかどうか部会で検討を行い、消防団としてどのように協力できるか訓練していきたいと考えております。

また、鶴来地域においては、毎年二次避難施設を対象とした防災訓練を実施しており、今後も継続してまいります。

発言【6】

「1000 年に 1 度」というリスクレベルについて

【市】

近年の全国各地での甚大な洪水被害が頻発していることを踏まえ、洪水氾濫による人的被害の軽減を図ることなどを目的として、平成 27 年に水防法が改正されました。これまでの、「30～100 年に 1 度」の降雨想定が、「1000 年に 1 度」の規模

に拡大されるなど近年の気象状況が反映されたものとなっています。

市ではこの改正を受け、河川が氾濫した場合の浸水が想定される区域が拡大されたハザードマップを皆さんへ配付しておりますので、ぜひご活用いただきたいと思います。

発言【7】

(1)高齢化が進む中での地域の維持について

(2)外国人労働者の増加に対応した町内会の運営について

【市】

(1)「市民協働で創るまちづくり」を進めるにあたり、市内28公民館区において、活動の主体となる地域コミュニティ組織の設立を目指しており、少子高齢化が進む中で地域づくりに取り組んでいくためには、それぞれの地域の実情に応じた創意工夫が必要であり、現在行っている行事なども見直していくことが求められます。

地域で続けてきた各種行事を組み合わせることで、事業集約や多世代交流など質的向上につながるものと考えています。

市といたしましては、問題解決のための情報提供を行うなど、地域の活動が円滑に行えるよう対応してまいりたいと考えています。

(2)日本国内の深刻な人手不足の解消を目的として、新たに特定技能の在留資格が創設されました。今後、永住や家族同伴による外国人労働者も増えていくものと思われます。

市では、10月1日に策定した「白山市多文化共生のまちづくり推進指針」に基づき、各種団体や企業、教育機関、町会等と連携しながら、国籍や文化の違いを認めあい、お互いを尊重しあえる共生のまちづくりに向け、各種の取り組みを進めております。多文化共生施策の推進等によって、外国人住民との共生を図り、人材を活用することが、白山市の地域振興につながるものと考えております。

発言【8】

地域の公民館の修繕について

【市】

集会施設の改修につきましては、コミュニティ施設整備事業として補助を行っておりますが、補助の対象工事が決まっております。外壁や屋根は対象となりますが、玄関先（玄関ポーチ・アプローチ）は、バリアフリー対応のスロープを除き、対象外となっております。

発言【9】

白山市のコロナ対策について

【市】

新型コロナウイルス対策として、国では第1次補正から第3次補正まで行い、臨時交付金を出しています。市では、市の財政調整基金 5 千万円を追加し、高齢者、新生児、子育て世代、ひとり親世代などの個人向けの支援、飲食業、中小企業・個人事業主などの事業者向けの支援など、さまざまなコロナ対策を実施しています。

また、市主催のイベントもほとんど実施できない状況のため、その予算をコロナ対策に流用しています。流用した一部の予算は、コロナ対策として市内外からいただいた寄付金とあわせ、新型コロナウイルス感染症対策基金として積み立て、「感染拡大の防止」や「市民生活、地域経済の支援」などを目的とした事業に活用しております。

その他にご寄付いただいた、感染対策・予防に関連するさまざまな製品は、福祉施設や医療施設、学校などにて有効に活用させていただいております。

新型コロナウイルス感染症が収束するまでしばらくは、新しい生活様式を取り入れるなど市民生活への影響が続きますが、しっかりと感染対策と地域の経済対策を実施してまいります。